介護インフォメーション’26　vol.7

－　長野県健康福祉部介護支援課からのお知らせ　－

令和８年 10 月 20 日発行

Ⅰ　【重要】長野県介護分野の職員の賃上げ等支援事業補助金に係る実績報告書の提出について

長野県では、人材流出を防ぐための緊急的な対応として、介護分野における賃上げ等の支援を実施しています。

本事業に申請のあった法人あてに、実績報告に関するご案内をメールでお送りしていますので、通知内容を必ずご確認ください。**実績報告書の提出期限は令和８年 12 月 31 日（木）です。**

また、実績報告書の作成に当たっては、国保連から別途通知されております「交付予定額通知書（支払額内訳書）」が必要となります。計画書に記載された事業所単位で送付されておりますので、交付予定額通知書の内容を必ずご確認の上、実績報告書を作成してください。

〇掲載先 URL

「トップページ」→「県政情報・統計」→「組織・行財政」→「組織・職員」→「長野県の組織一覧（本庁）」→「健康福祉部」→「介護支援課」→「☆掲載情報一覧」→「医療・介護等支援パッケージ（長野県介護分野の職員の賃上げ等支援事業補助金、介護事業所等及び介護施設等に対するサービス継続支援事業費補助金」→「長野県介護分野の職員の賃上げ等支援事業補助金について」

https://www.pref.nagano.lg.jp/kaigo-shien/chinage20260105.html

【問合せ先】長野県　健康福祉部　介護支援課　サービス係　　電話：０２６－２３５－７１２１（直通）

Ⅱ　【重要】訪問介護等サービス提供体制確保支援事業補助金について

長野県では、人材不足が喫緊の課題となっている訪問介護等サービスについて、担い手の確保や経営改善を支援し、利用者の皆様が地域で必要な介護サービスを安心して受けられる体制を確保することを目的として、「訪問介護等サービス提供体制確保支援事業補助金」を実施しています。

申請を希望される事業所におかれましては、長野県ホームページに掲載している事業概要や申請方法等を必ずご確認の上、申請期限までに事業計画書を提出してください。

（申請方法等）

申請方法	ながの電子申請サービス（※厚労省が提供している「電子申請・届出システム」とは異なります。）
申請期限	令和８年 10 月 30 日（金）まで　【受付期間：10 月９日（金）～10 月 30 日（金）】
必要書類	訪問介護等サービス提供体制確保支援事業補助金事業計画書等一体化様式 ※様式は長野県ホームページ及びながの電子申請サービスへ掲載しています。
補助対象者	長野県内に所在する介護保険法に基づく「訪問介護事業所」、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」、「夜間対応型訪問介護事業所」のいずれかの指定を受けた介護サービス事業者

〇様式掲載ＵＲＬ（長野県ホームページ）

トップページ→「県政情報・統計」→「組織・行財政」→「組織・職員」→「長野県の組織一覧（本庁）」→「健康福祉部」→「介護支援課」→「（２）サービス業務」→「訪問介護等サービス提供体制確保支援事業補助金について」

https://www.pref.nagano.lg.jp/kaigo-shien/service/houmonkaigohojokinsyousai.html

【問合せ先】長野県　健康福祉部　介護支援課　サービス係　　電話：０２６－２３５－７１２１（直通）

Ⅲ　飲食料品の消費税率引下げ（案）に係る広報について

飲食料品に係る２年間の消費税率の引下げについて、国税庁ホームページに「消費税率引下げ特設サイト」が開設され、概要資料（リーフレット・パンフレット）、Ｑ＆Ａ及び説明動画等が掲載されていますので、適宜、ご参照ください。

［消費税率引下げ特設サイト URL・二次元コード］

https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/zeiritsuhikisage.htm

Ⅳ　協力医療機関に関する届出について

高齢者施設等と医療機関の連携強化を図るため、１年に１回以上協力医療機関と入所者の急変時等の対応を確認するとともに、当該協力医療機関の名称や取決めの内容等を毎年度指定権者に届け出ることが義務付けられました（令和６年度介護報酬改定により義務化）。

令和８年度においても、次のとおり、提出をお願いします（複数の医療機関を定めることにより要件を満たすこととしても差し支えありません）。

※長野市、松本市及び市町村指定に係る分は、各指定権者へお問い合わせください。

１　該当サービス（県指定関係のみ記載）
- （１）特定施設入居者生活介護
- （２）介護老人福祉施設
- （３）介護老人保健施設
- （４）介護医療院
- （５）養護老人ホーム
- （６）軽費老人ホーム

２　提出書類
- （１）協力医療機関に関する届出書
- （２）協力内容が分かる書類（協定書等）

※協力医療機関に変更がない場合も提出してください。

※提出書類の様式は下記ホームページに掲載されているものをご利用ください。

３　提出先

事業所等が所在する市町村を管轄する保健福祉事務所福祉課

４　提出方法及び部数（次のいずれかの方法による）
- （１）郵送　２部
- （２）メール（件名は「協力医療機関届出書（事業所名）」としてください。）

５　提出期限

毎年３月末日まで

〇掲載先ＵＲＬ（長野県ホームページ）

「トップページ」→「県政情報・統計」→「組織・行財政」→「組織・職員」→「長野県の組織一覧（本庁）」→「健康福祉部」→「介護支援課」→「（２）サービス業務」→「介護保険指定事業者の皆様への情報」→「1-2　県からのお知らせ」→「〇令和６年度以降の介護保険制度改正に係るお知らせ」→「協力医療機関に関する届出について（特定施設入居者生活介護・介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護医療院・養護老人ホーム・軽費老人ホーム）」内の「こちらのページ」参照

https://www.pref.nagano.lg.jp/kaigo-shien/kyouryokuiryou.html

【問合せ先】長野県　健康福祉部　介護支援課　サービス係　　電話：０２６－２３５－７１２１（直通）

Ⅴ　処遇改善加算 Web セミナーの開催について

長野県では、介護職員等処遇改善加算の新規取得や上位区分の算定を目指す事業所を対象に、賃金体系等の整備の方法から具体的な申請手続まで「専門家による個別相談」「研修による集団支援」を無料で実施しています。

今回の Web セミナーでは、令和８年６月より拡充された処遇改善加算の加算上乗せ区分や新規対象サービスの加算取得要件が、サービス種別によって異なっていることもあり、「通所・訪問系」と「施設・入居系」に分けて開催します。変更点や令和８年度特例要件、押さえておくべきポイントについても解説します。参加費は無料ですので、是非ご参加ください。

１　対象者　　長野県内に所在する介護保険サービス事業所及び当該事業所を運営する事業者（法人）

２　日時　　「通所・訪問系」サービス事業所向け・・・令和８年 11 月 13 日（金）13:00～14:30

「施設・入居系」サービス事業所向け・・・令和９年　１月 21 日（木）13:00～14:30

３　申込期間　　各会場 開催日の１週間前まで

４　申込方法　　以下の URL からお申し込みください。

https://www.kaigo-center.or.jp/shibu/nagano/info/11910/240559.html

〇掲載先 URL（公益財団法人 介護労働安定センターホームページ）

「ホーム」→「各支部からのお知らせ」→「長野支部」→「支部からのお知らせ」→「もっとみる」→「【参加費無料】処遇改善加算 Web セミナーのご案内」

https://www.kaigo-center.or.jp/shibu/nagano/info/11910/240559.html

【問合せ先】公益財団法人介護労働安定センター長野支部　電話：０２６－２３２―０８９８（直通）

Ⅵ　高齢者施設における看取りケア推進研修の開催について

老人ホーム等での看取り件数の増加や、人生の最期を在宅（施設を含む）で迎えたいという高齢者本人の希望が多いことを踏まえ、人生の最期までできるだけ住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、高齢者施設における看取りケアの推進を図ることを目的に、標記研修を次のとおり開催します。

１．対象者　特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、特定施設入居者生活介護の指定を受けている有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅、認知症対応型共同生活介護の管理者等

２．日時及び内容

	長野会場（北信地域）	松本会場（中信地域）
開催日	令和８年 11 月 20 日（金）	令和８年 12 月 11 日（金）
時　間	14 時から 17 時まで（受付 13 時 30 分～）	
会　場	長野県庁 講堂 長野市南長野幅下 692-2 （電話 026-235-7121）	松本市勤労者福祉センター ３－３会議室 松本市中央４丁目７番 26 号 （電話 0263-35-6286）
内　容	○講演　「本人の望む最期を支えるために～意思決定支援について考える～」 講師　社会福祉法人光仁会富竹の里　理事長 嶋田　直人　氏 長野県厚生農業協同組合連合会　浅間南麓こもろ医療センター　看護師 佐藤　洋子　氏 ○グループワーク	
締　切	令和８年 10 月 30 日（金）　※定員に達し次第、締め切ります	
定　員	長野会場：70 名　松本会場：70 名	

３．申込み　下記ＵＲＬ又は二次元コードからお申込みください。

https://forms.cloud.microsoft/r/RBk1v6bMyv

（Microsoft Forms）

※詳細は、令和８年 10 月８日付け介護支援課からの通知文をご確認ください。

【問合せ先】長野県　健康福祉部　介護支援課　サービス係　　電話：０２６－２３５－７１２１（直通）

Ⅶ　長野県社会福祉協議会福祉人材センターからのご案内

■　福祉の文化祭（介護の日関連企画）の開催について

「介護の日（11/11）」にあわせ、福祉・介護・地域づくりの魅力を発信する「信州ふっころフェスティバル」を 2020 年より実施しており、今年度は「福祉の文化祭」をテーマに、福祉・介護に携わる方々だけでなく、地域住民や学生など幅広い世代が福祉を身近に感じ、福祉や介護を身近に感じていただくきっかけとなる機会を創出する企画を開催します。

職員の皆さんをはじめ、ご家族でもご友人でも楽しめるイベントですので、ぜひお誘い合わせの上、ご参加ください。

【開催概要（福祉の文化祭）】

日時：2026 年 11 月 14 日（土）10:00～15:00

会場：ちくほく Jumble・ユニバーサルカレッジ（東筑摩郡筑北村坂北 2267）

内容：体験、ワークショップブースをはじめ、誰でも楽しめるユニバーサル縁日、福祉機器を使ったゲームや盲導犬の体験、キッチンカーなどの飲食ブースまで、関係団体や学生をはじめ、企業等による様々なブースの出展があります。
来場者特典や体験ブースをまわってもらえる特典などもご用意しています。

詳細については、長野県社会福祉協議会特設ホームページからご覧ください。
https://www.nsyakyo.or.jp/fukkoro-fes-weeks2026/

参加費は無料ですが、飲食や一部体験ブースでは有料ブースもあります。
また、以下の体験は事前予約が必要となります。詳細は特設ホームページをご覧ください。
・「一緒に作って、一緒に食べるインクルーシブクッキング」

■　福祉人材センターの実施する研修にご参加ください

福祉職員生涯研修をはじめ、人材の確保・定着・育成のカギとなるキャリアパスの整備等を支援する研修等を実施しています。積極的なご参加をお願いします。

１　研修情報及び申込方法等について
下記ＵＲＬまたは二次元コードをご確認ください。

研修スケジュール情報等	研修申込
https://www.career-net.jp/kensyu/schedule.php スケジュール・各研修の実施要項等をご確認できます	https://www.career-net.jp/kensyu/ 受講申込には、事業所登録が必要となります。

【問合せ先】長野県社会福祉協議会　福祉人材センター　　電話：０２６－２２６－７３３０
公用携帯：０８０－６８０９－８６６３　　E-Mail：　kensyu@nsyakyo.or.jp

Ⅷ　介護支援専門員証更新申請書の申請期間について

介護支援専門員として業務に従事するためには、更新に必要な研修を受講し、介護支援専門員証の更新手続を行う必要があります。介護支援専門員証を更新する予定のある方は、下の表の更新手続申請期間内に、申請書を介護支援課あて簡易書留で送付してください。なお、管理者の皆様におかれましては、従業者の方に周知していただきますようお願いいたします。

〇様式等掲載 URL
https://www.pref.nagano.lg.jp/kaigo-shien/kenko/koureisha/service/oshirase/senmonin.html

更新申請受付期間　有効期間満了日の前々月 11 日～前月の 10 日まで

有効期間満了日	更新手続申請期間
2026 年 12 月１日～2026 年 12 月 31 日	2026 年 10 月 11 日～2026 年 11 月 10 日
2027 年　１月１日～2027 年　１月 31 日	2026 年 11 月 11 日～2026 年 12 月 10 日

※令和８年（2026 年）10 月又は 11 月に有効期間が満了する方については既に申請期間が過ぎておりますが、有効期間が満了していない方のうち、まだ申請書を提出していない方は、至急、介護支援課あて簡易書留で送付してください。

なお、有効期間満了日までに申請書が到達しない場合は、受理することができません。（必着）

※有効期間満了日後の更新手続の相談が多く寄せられています。有効期間満了日までに申請書が到達しない場合は、更新研修等を修了している場合であっても、有効期間満了日の翌日から介護支援専門員の業務に就くことはできず、「再研修」を受講後、交付申請書を提出していただくこととなりますので、ご注意ください。

【問合せ先】長野県　健康福祉部　介護支援課　サービス係　　電話：０２６－２３５－７１２１（直通）

県では、皆様に知っていていただきたい情報を、通知や介護インフォメーションにより提供していますが、最新の情報をいち早く得るためには、長野県ホームページを随時ご覧いただくことをお勧めします。

〇介護インフォメーションのバックナンバー掲載先ＵＲＬ（長野県ホームページ）
「トップページ」→「健康・医療・福祉」→「高齢者福祉」→「介護サービス」→「市町村・介護保険指定事業者の皆様への情報」→「1-2　県からのお知らせ」→「介護インフォメーション」
https://www.pref.nagano.lg.jp/kaigo-shien/kenko/koureisha/service/jigyosha/kaigoinfo.html

このインフォメーションへのお問合せ等は、長野県 健康福祉部 介護支援課 サービス係までお願いします。
TEL　026-235-7121　　FAX　026-235-7394　　E-mail　kaigo-shien@pref.nagano.lg.jp